

## 「埼玉ご当地ヒーローズ」設置要綱

### (目的)

第1条 埼玉県（以下「県」という。）の魅力を発信するため、県内各地で活動するご当地ヒーローで構成する「埼玉ご当地ヒーローズ」（以下「ヒーローズ」という。）を設置する。

### (メンバーの資格)

第2条 ヒーローズに参加するメンバー（以下「メンバー」という。）は、県を拠点に活動をし、かつ、県の魅力発信を積極的に行うご当地ヒーローの中から知事が任命する。

### (メンバーの活動)

第3条 メンバーは、イベント等を通じて県の魅力を発信する。また県の広報に協力する。

2 メンバーと県の調整を行うため、各メンバーは連絡担当者を置く。

### (県の役割)

第4条 県はメンバーの活動に役立つよう、次の各号を行う。

- 一 県ホームページにおけるメンバー紹介等の広報
- 二 各メンバーに対し、県等が行うイベントに関わる情報提供
- 三 その他メンバーの活動へのサポート

### (任期)

第5条 新たにヒーローズに任命する場合については、任命日から2年を超えない範囲で知事が指定した期日までとする。

2 任期中であっても次の各号のいずれかの場合、知事はその任を解くことができる。

- 一 メンバーからの申出がある場合
- 二 知事がメンバーについて第2条の資格を有しないと認める場合
- 三 メンバーが県のイメージを損ねる行為をした場合
- 四 メンバーがヒーローズとしての活動を継続できない特段の事情があると知事が認める場合

3 任期満了の際、知事は任期中のメンバーの活動実績等を勘案し、メンバーとして引き続き活動することが相当であると認めるときは改めて任命することができる。なお、その場合の任期は任命日から2年を超えない範囲で知事が指定した期日までとする。

### (事務局)

第6条 ヒーローズに関する事務局は埼玉県県民生活部県民広聴課が担当する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月14日から施行する。